



使おう！もらおう！『マイナポイント』

国では、マイナンバーカードの普及促進や消費の活性化等を目的とした『マイナポイント』事業を9月から開始します。マイナポイントを獲得するにはマイナンバーカードの取得と、「マイキーID」の設定が必要です。

問企画広報課 ☎ (25) 8130

マイナポイントって？

マイナポイントは『マイキーID』を設定して、選択したキャッシュレス決済サービスを利用して獲得できるポイントです。

選択したキャッシュレス決済サービスを利用した金額の**25%**分がマイナポイントとして付与されます。(ポイントの上限は5,000円分です。)

例えば20,000円の利用で、最大5,000円分のマイナポイントがもらえます。



公的個人認証サービス
PRキャラクター
マイキーくん



マイナンバー
PRキャラクター
マイナちゃん

マイキーIDを設定してマイナポイントを予約しよう！

マイキーIDの設定は、次の手順でスマートフォンから簡単に設定できます。また、市民課や各支所に設定を行うことができる端末を設置しています。マイナポイントの予約者数には上限があります。この機会にぜひ予約しましょう。

手順1

マイナポイントアプリ
をダウンロード

App Store もしくは Google Play
で「マイナポイント」と検索!

※ Android 端末は「JPKI 利用者ソフト」もダウンロード
が必要です



手順2

アプリの指示に従って
マイナンバーカードを
読み取り



手順3

マイナンバーカード取得時に
設定した4桁の
暗証番号を入力



マイナンバー総合フリーダイヤル
☎ 0120(95)0178

総務省のホーム
ページはこちら



市のホームページ
はこちら



まずはマイナンバーカードの取得から！ サポート窓口を開設しています！

問市民課 ☎ (25) 8018

マイナンバーカードを作成したいけど、申請方法が分からない方など、
お気軽にご相談ください。

- ▼開設時間 | 8時30分から17時15分まで
- ▼開設場所 | 市役所新館1階
- ▼持ち物 | 個人番号カード交付申請書

※申請書がない場合は窓口でお申し出ください。ただし市内在住者に限ります。
※窓口以外にもオンラインや郵送による申請も可能です。詳しくは、お問い合わせください。

7月は熱中症予防強化月間です

7月は梅雨明けで蒸し暑く、急に気温が上がるため、熱中症になりやすい時期です。皆さんには新しい生活様式を取り入れていただいていると心拍数や呼吸数が増え、体が負担がかかり熱中症の危険度が高くなります。熱中症にならないように次のことを心がけ、しっかりと予防しましょう。

暑さを避けましょう

屋外では日陰を歩き、帽子や日傘で直射日光を避けましょう。また、屋内では扇風機やクーラーを上手に使って風通しを良くし、カーテンやすだれで日差しを防ぎましょう。



こまめに水分補給しましょう

暑い日は知らないうちに汗をかいています。のどが渇いていなくても、こまめに水分をとるようにしましょう。一度にたくさん飲んでも、体に吸収されず尿として出てしまいます。



暑さに備えた体づくりをしましょう

日ごろから、ウォーキングや運動など汗をかく習慣を身につけておくことで暑さに負けず、熱中症になりにくくなります。ウォーキングや運動をする時は、日差しの強い時間帯は避け、朝や夕方などに行いましょう。

熱中症予防



天気予報などで、熱中症への注意を呼び掛けるために「高温注意情報」などの気象情報が発表されています。これらの情報も活用して、熱中症を防ぎましょう。

圏健康推進課 ☎(25) 80078

夏の交通安全県民運動が実施されます



県民総ぐるみで交通事故防止の徹底を図ることを目的に交通安全運動が実施されます。交通事故は、一人一人がちょっとした事に注意し、実践することにより防げることも多くあります。運動の重点項目は次の6つです。みんなで交通事故に遭わない、起こさないよう心がけましょう。

【重点項目】

- ① **高齢者（高齢ドライバーを含む）と子どもの交通事故防止**
歩行者にやさしい運転をしましょう！
 - ② **自転車の安全利用の推進**
スマホやイヤホンを使用しながらの運転は禁止です！
 - ③ **全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底**
後部座席も必ずシートベルトを着用しましょう！
 - ④ **飲酒運転・過労運転の根絶**
睡眠不足など疲れている時は運転をしないよう家族や職場、地域ぐるみで取り組みましょう！
 - ⑤ **横断歩道利用者ファースト運動の推進**
ドライバーは横断歩道利用者に道を譲りましょう！
 - ⑥ **「あおり運転」「ながら運転」の防止**
無理な進路変更や追い越し等は絶対にやめましょう！
- 圏「セーフティーたかしま」交通安全推進協議会 ☎(25) 8571 (都市政策課)

訪問看護サービスって、なに？

24時間365日療養生活をサポートします！

病気や障がいのある方に安心して自宅で療養生活を送っていただけるよう、看護師がご家庭に訪問し、看護のプロが専門的な知識と技術で、24時間365日暮らしをサポートするサービスです。(サポートとは、入浴等の清潔介助や医療処置など)

訪問看護サービスをご利用いただくには、契約が必要となります。

また、利用料金は介護保険・医療保険の適用が受けられます。まずは、お気軽にお電話ください。

圏高島市訪問看護ステーション ☎(36) 8111



たとえば、夜中に急に体調が悪くなったとき...

がんばる企業を応援しますよ！

市では、市内の企業が元気に、地域の活性化にご活躍いただくため、「高島市企業活動支援奨励金交付要綱」を制定し、企業の設備投資や雇用増進を支援します。

■設備投資奨励金

▼奨励金の額

過去3年間（平成29年1月2日～令和2年1月1日）の新規設備投資に対する固定資産税の2分の1相当額

▼申請の時期

交付申請 9月20日まで
実績報告 固定資産税を全額納付された日から令和3年2月28日まで

■雇用増進奨励金

▼奨励金の額

増加した市内従業員1人当たり10万円（市外からの転入者および障がいのある方は20万円）
※常時雇用する従業員数に よって要件が異なります。

▼申請の時期

令和3年1月4日～31日

※奨励金は、その額の2分の1を地域通貨アイカで支払います。
※交付要件や申請様式など詳しくは、市のホームページをご覧ください。

圏商工振興課 ☎(25) 8514





オレンジリボン キャンペーン ～七夕プロジェクト～

オレンジリボンには
子ども虐待を防止する
というメッセージが
込められています。

期間 | 7月1日(水)～7日(火)

市役所新館1階ロビー玄関前にオレンジリボンキャンペーンコーナーを設置します。このコーナーでは、子どもの成長・幸せを願い、七夕笹飾りならびに千羽鶴を作成しています。ご来庁の際はご協力をお願いします。



閩子ども家庭相談課 ☎ (25) 8517

身体障害者相談員と 知的障害者相談員にご相談ください!

身体に障がいのある方や知的障がいのある方、またその家族を対象に、障がい福祉の向上に関することや、家庭における養育、生活等に関する相談をお受けします。秘密は固く守られます。お気軽にご相談ください。

▼身体障害者相談員 ※敬称略

氏名	住所・電話番号
金谷 照夫	マキノ町海津 (28)0453
清水 政治	今津町桂 (22)1386
足立 勲	新旭町藁園 (25)2848
清水 透弘	安曇川町青柳 (32)4208
澤本 英子	朽木市場 (38)2153
林 俊博	勝野 (36)0358

▼知的障害者相談員 ※敬称略

氏名	住所・電話番号
高木 照代	マキノ町海津 (28)0071
駒井 正一	安曇川町北船木 (34)0658
小嶋 典子	勝野 (36)2040

閩障がい福祉課 ☎ (25)8516

7月1日～7日は、高島市子ども虐待防止推進週間

守れなかった命を見つめて ストップ!! 児童虐待

平成18年7月5日、市内で当時2歳の幼い命が保護者からの虐待によって奪われる事件が発生しました。

このような悲劇を二度と繰り返さないために、市では、7月1日(水)～7日(火)を「子ども虐待防止推進週間」として児童虐待防止を啓発しています。

県内での児童虐待件数は、年々増加傾向にあります。“子どもの安全安心を守るためにできること”をこの週間を機に考えてみましょう。

体罰などによらない 子育てを広げよう



～みんなで育児を支える社会に～

令和2年4月から児童福祉法等の改正法が施行され、子どもへの体罰は法律で禁止されました。体罰禁止に関する考え方を普及し、社会全体で体罰(怒鳴りつけや、子どもの心を傷つける暴言を含む)によらない子育てについて考えていただくとともに、保護者が子育てに悩んだときに適切な支援につながることを目的としています。

子育てには、気力・体力をとっても使います。そのため、困ってから相談に行こうと思っても、その気力が湧かなくなってしまうこともあります。

子育て中の方はもちろん、その周囲の方、保育や教育現場をはじめとした子どもの生活の場で子育て支援に携わる方は、子育て中の保護者が孤立しないようにサポートしていくことが大切です。保護者だけで抱え込まないように、声かけや支援を行い、市や児童相談所などとも連携して、体罰等によらない子育てを応援し広げていくことが大切です。

閩子ども家庭相談課 ☎ (25) 8517

家族で
地域で

子どもを見守ろう

7月は青少年の非行・被害防止強調月間

青少年が非行に陥ることなく、心身ともに健やかに成長することは、みんなの願いです。

夜あそびや夜更かしなどの行動は、生活リズムの乱れにつながります。また、喫煙、飲酒、深夜徘徊などの問題行動は、不良行為にあたります。これらは、「ダメ」「やめなさい」と言うことだけでは、問題は解決されません。どうして

そのような行動に至ったのか、きっかけを考え、学校や家庭での教育にとどまらず、社会や地域ぐるみの包括的な対策が必要です。青少年の健全育成について、市民みんなで考えていきましょう。

青少年について気になる行動がある場合、子ども・若者支援センター あすくる高島までご連絡ください。

【お問い合わせ】
閩子ども・若者支援センター
あすくる高島
☎ (25) 8556
☎ (25) 8555 【相談専用】

誰にも相談できず、 ひとりで悩んでいませんか?

学校や友達のこと、家族のこと、働くこと、将来のことなどで不安や心配、落ち込んだり、イライラしたり、悩んだりしていませんか。子ども・若者支援センター あすくる高島に相談してください。

▼相談時間
月～金曜日 9時～17時
(土日、祝日、12月29日から1月3日まで休み)

▼相談方法
面談(来所・訪問)、電話
※事前予約で上記時間外や土曜日・日曜日、祝日も相談できます。また、面談場所も相談できます。まずは、お電話ください。相談は無料。秘密は守られます。相談内容によって、適切な機関を紹介することがあります。

閩子ども・若者支援センター あすくる高島
新旭町北畑565番地

あすくる高島サポーターを 募集しています

子ども・若者支援センター あすくる高島では、青少年の活動(調理実習・卓球・マスク作りなど)をサポートして下さる方を募集しています。

また、青少年の就労や職場体験の受け入れにご協力いただける企業・団体も併せて募集しています。詳しくは、お問い合わせください。



閩子ども・若者支援センター
あすくる高島
☎ (25) 8556

相談専用電話 ☎ (25) 8555



後期高齢者医療制度加入の皆さんへ

(75歳以上の方および65歳から74歳までで一定の障がいのある方)



令和2年度の保険料の額を7月にお知らせします

後期高齢者医療制度の被保険者の方に、令和2年度の1年間の保険料や、お支払いの方法についての通知書を、7月に郵送します。

▶保険料の計算のもとになるのは？

令和元年中の所得に基づいて計算します。

▶保険料の納付方法は？

通知書の「特別徴収」の欄に金額が記載されていれば、その金額を年金から直接お支払いいただきます。「普通徴収」の欄に金額が記載されていれば、納付書か口座振替でお支払いいただきます。

医療制度が改正されました！

全ての方が安心して医療を受けられる社会を維持するため、令和2年4月から保険料の制度が次の通り改正されました。

▶所得が低い方への均等割軽減率が一部変わりました。

▶均等割の軽減範囲が一部拡充となりました。

詳しい案内は、医療保険料額決定通知書(7月送付)に同封されているチラシをご覧ください。



新しい被保険者証を7月中にお送りします

薄緑色

新しい被保険者証は、7月中に簡易書留郵便で郵送します。

▶8月1日(土)は被保険者証の更新日です

更新に伴い、現在、後期高齢者医療制度に加入されている方全員の被保険者証が新しくなります。

8月1日(土)以降は、今持っている被保険者証は使えませんのでご注意ください。(有効期限をお確かめください。)



「限度額適用・標準負担額減額認定証」、 「限度額適用認定証」を更新します

▶「限度額適用・標準負担額減額認定証」、 「限度額適用認定証」とは？

入院時や、高額な外来診療を受けるときに、医療機関にこの限度額証を提示すると、窓口での医療費のお支払いの上限が限度額までになります。加えて非課税世帯の方は入院時の食事代が減額されます。

▶対象となる方は？

住民税非課税世帯の方
住民税課税所得が145万円以上690万円未満の方

▶手続き方法は？

令和2年7月31日まで有効の限度額証を持っている方で、8月以降も該当する方には、新しい被保険者証に同封して郵送します。

(申請手続きは不要)

▶対象となる方で

限度額証を持っていない方は？

保険年金課または各支所で申請してください。

【持ち物】被保険者証と印鑑(認印可)



国民健康保険加入の皆さんへ



新しい被保険者証をお送りします

8月1日(土)から使っていただく新しい国民健康保険被保険者証を7月下旬に世帯主へ郵送します。

現在使っている被保険者証は8月以降に、ご自身で廃棄していただくか、保険年金課または各支所へ返却してください。



70歳～74歳の方の負担割合について

被保険者証兼高齢受給者証には前年の所得に応じて2割、3割のいずれかの負担割合が記されています。

同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の被保険者がいる世帯は3割負担になります。ただし、該当者の収入の合計が基準額を下回る場合は、申請をすると2割負担になります。詳しくは、お問い合わせください。

「限度額適用認定証」、 「限度額適用・標準負担額減額認定証」を更新します

現在交付されている認定証の有効期限は7月31日(金)です。

認定証をお持ちの方には、更新に関する案内を6月下旬に郵送しましたので、保険年金課または各支所で手続きしてください。手続きをされた方には、7月下旬に更新した認定証を郵送します。

☆この認定証は、医療機関の窓口で提示すると、窓口負担が自己負担限度額までになります。現在お持ちでない方も、入院などで支払いが高額になる場合は、保険年金課または各支所で申請してください。

○持ち物

国保の被保険者証、印鑑、認定証(現在お持ちの方)、本人確認書類(運転免許証等)、世帯主および対象者の個人番号(マイナンバー)が分かるもの。過去12か月で90日以上入院されている方は、そのことが分かる領収書、委任状(同一世帯でない方が申請される場合)

福祉医療費受給券などの更新手続きはお済みですか？

▶受給券の有効期限

福祉医療費受給券(乳幼児・子ども医療を除く)、重度心身障害老人等福祉助成券および精神科通院医療費受給券の有効期限は7月31日(金)です。

受給券の更新は、本人または保護者からの申請が必要です。申請書の提出がない場合は、受給資格がなくなることがあります。

▶受給券の申請受付

現在、受給券の交付を受けている方には、6月22日(月)を締切日として、更新手続きの案内を

送っています。まだ申請がお済みでない方は、至急申請をお願いします。

▶所得の申告はお済みですか？

令和2年度所得(令和元年収入分)の申告がお済みでない方は、必ず申告をお願いします。また、令和2年1月1日現在で高島市に住民登録のない方は、前住所地で、【課税(非課税)証明書】を取得していただく必要がありますのでご注意ください。

☎保険年金課 ☎(25) 8137 滋賀県後期高齢者医療広域連合 ☎077 (522) 3013

☎保険年金課 ☎(25) 8137